

福島第二原子力発電所  
施設運用上の基準に係る補正について

令和 3 年 1 月  
東京電力ホールディングス株式会社

## 目 次

1. はじめに ..... - 1 -
2. 基本的な考え方 ..... - 1 -

## 1. はじめに

本資料は、福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)第4章「廃止措置管理」のうち、第21条「使用済燃料プールの水位及び水温」の規定に係る補正内容について説明する。

## 2. 基本的な考え方

保安規定第21条における使用済燃料プールの水位の規定については、廃止措置計画認可申請書添付書類四「廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書」で想定している燃料集合体の落下事故の条件として使用済燃料プール内の作業であり、使用済燃料プール水位がオーバーフロー水位であるとして評価上考慮していることから、施設運用上の基準とした。廃止措置段階における燃料集合体落下事故が起こる作業は「照射された燃料に係る作業」に限定され、「照射された燃料に係る作業」を行っていない場合について、使用済燃料プールの水位を施設運用上の基準として適用しないものとしていたが、使用済燃料プールに使用済燃料を貯蔵している期間においては、運転段階と廃止措置段階で使用済燃料プールの管理に変わりないことから、別紙-1のとおり、該当箇所の補正を行う。

以 上

保安規定第21条（使用済燃料プールの水位及び水温）

施設運用上の基準に係る補正について

令和3年1月14日に開催された事業者ヒアリングでのコメントを受け、現在変更認可申請中の保安規定第21条（使用済燃料プールの水位及び水温）「照射された燃料に係る作業」を行っていない場合は、施設運用上の基準を適用しない。」の記載について、以下のとおり補正することとする。

補正前		補正後	
（使用済燃料プールの水位及び水温） 第21条 （中略） 表21-1		（使用済燃料プールの水位及び水温） 第21条 （中略） 表21-1	
項目	施設運用上の基準	項目	施設運用上の基準
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること <sup>※1</sup>	使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること <sup>※1</sup>
使用済燃料プールの水温	6.5℃以下	使用済燃料プールの水温	6.5℃以下
※1 「照射された燃料に係る作業」を行っていない場合は、施設運用上の基準を適用しない。 （以下略）		※1 「照射された燃料に係る作業」を行っていない場合は、施設運用上の基準を適用しない。 （以下略）	